

請求書書式について

①書式A、書式Bどちらを使用するのか(使用する方が○)

松下産業との契約 (注文番号)	契約金額	工事区分	書式A	書式B
契約済(あり)	税込50万円以上	材料	○	×
		労務	○	×
		外注	○	×
		経費	○	×
未契約(なし)	税込50万円未満	材料	○	×
		労務	×	○
		外注	×	○
		経費	○	×

※材料・経費については、契約・未契約の区分はありません。

■書式Bを使用するのは、労務外注業者に限られます。

①当社の工事区分は？

材料 ⇒ 生コン、砂、砂利、左官材、雑品、雑金物

労務 ⇒ 鳶土工、斫工、コア抜き工事、鍛冶工、圧接工、クリーニング養生、施工図作成、墨出し、測量、家屋事前・事後調査試験代行、地質調査、X線調査など、鉄筋工、左官工内装解体、根切り、土工事、型枠、型枠解体工仮設、鍛冶工、アンカー工事、既存家屋解体コンクリート圧送工、レッカー、重機類、運搬全般積算料

外注 ⇒ 杭工事、山留工事、組積工事、防水工事、注入工事、建具工事硝子工事、金属工事、内装一式、外装工事、住設、家具工事舗装、外構工事、耐火被覆工事、耐震工事、駐輪機、その他鉄骨工事、電気、空調、衛生設備工事、昇降機、エスカレーター機械駐車装置、建築、土木一式、その他材工

経費 ⇒ 山留材料(販売、リース共)、仮設材リース、機器リース、備品リース警備、産廃処分

※ご注意

書式A、B区分のため作成につき一部工事区分として工事区分を一部替えています(例えば、警備は労務費ですが、「経費」に区分しました)。

小口工事(税込50万円未満工事)の際の注文書締結対象区分

※原則対象は労務外注の50万円未満の工事です。

区分	契約金額50万円未満の場合	契約金額50万円以上の工事
材料	対象外	対象外
労務・外注	対象	対象外
経費	対象外	対象外

対象外:従来通りの請求書(書式A)使用、対象:変更の書式使用(書式B)

下記青での塗りつぶし箇所が対象外です。ご注意ください。

下記黄色での塗りつぶし箇所は、税込50万円以上の場合でも、書式Bをご使用ください。

区分	工事内容	小口契約
労務のみ	薦土工 (手間のみ)	対象
	研工、コア抜き工事	対象
	鍛冶工、圧接工 (手間のみ)	対象
	クリーニング (手間のみ)	対象
	クリーニング、養生 (材工共)	対象
	施工図	対象
	墨出し、測量	対象
	家屋事前・事後調査	対象
	試験代行、地質調査、X線調査など	対象
	警備、申請代行	対象外
	産廃処分	対象外
	鉄筋工 (手間のみ)	対象
	左官工 (手間のみ)	対象
	内装解体、処分	対象
労務材工	根切り、土工事	対象
	鉄筋工 (材工共)	対象
	型枠、型枠解体工 (材工共)	対象
	仮設、嵩 (材工共)	対象
	鍛冶工 (材工共)	対象
	左官工 (材工共)	対象
	アンカー工事 (材工共)	対象
	既存家屋解体、処分 (大型工事)	対象
躯体工事一式	対象	
重機労務	コンクリート圧送工	対象
	レッカー、重機類	対象
	運搬全般	対象

区分	工事内容	小口契約
材工	山留工事	対象
	組積工事	対象
	防水、注入工事	対象
	建具、硝子工事	対象
	金属工事	対象
	内装一式、内装工事一般	対象
	外装工事全般	対象
	住設、家具工事	対象
	舗装、外構工事	対象
	耐火被覆、注入工事	対象
鉄骨工事	耐震工事	対象
	駐輪機、他	対象
	その他材工	対象
	鉄骨工事	対象
電気、空調、衛生設備工事	電気、空調、衛生設備工事	対象
	昇降機、エスカレーター	対象
	機械駐車装置	対象
	一式工事	対象
建築、土木一式	建築、土木一式	対象
	仮設リース	山留材料(販売,リース共) 仮設材リース 機器リース、備品リース
材料販売納品	生コン	対象外
	砂、砂利、左官材 鉄筋、鉄骨材、その他	対象外 対象外 対象外
雑品、雑金物	雑品、雑金物	対象外
	雑品、雑金物、現像など	対象外